

平成 22 年 7 月 23 日
消費者庁食品表示課

乾めん類品質表示基準等の見直し開始に伴う御意見募集

1. 意見募集の趣旨・対象

消費者庁では、以下の品質表示基準の見直し作業を行います。

つきましては、下記の要領にて国民の皆様から広く御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、検討の参考とさせていただきます。

- (1) 乾めん類品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1639 号）
- (2) めん類等用つゆ品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1670 号）
- (3) チルドぎょうざ類品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1679 号）
- (4) うなぎ加工品品質表示基準（平成 13 年 4 月 25 日農林水産省告示第 589 号）

※ 別添 1～4 参照

2. 意見募集期間

平成 22 年 7 月 23 日から平成 22 年 8 月 21 日まで

3. 御意見の提出方法

御意見は、1. に関する現状の問題点とその改善案、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) FAX
- (3) 電子メール

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【1】タイトル（「〇〇品質表示基準に関する意見」と御記入ください）
- 【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあつては業種） 任意
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス（お持ちの場合）
- 【7】意見

4. 意見提出先

住 所：〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 5階
消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

F A X：03-3507-9292

E-MAIL：i.shokuhin@caa.go.jp

5. 注意事項

- ファックスでお送りいただく場合には、表題を「〇〇品質表示基準に関する意見」としてください。
- 郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。
- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねます。
- 御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(参考)

消費者庁では品質表示基準の制定・見直しにあたって、消費者が飲食料品等の購入に際しての選択を手助けする手段として、消費者にわかりやすく、事業者を使いやすい基準になるよう、流通実態や国際基準の動向のほか、日頃から寄せられる提案・苦情も参考としています。

また、現行の個別食品の品質表示基準は、実態に合ったものかどうか検証するため、定期的な見直しを行うことにしていますが、その際には、分かりやすい表示ルールを実現する観点から、個別食品の品質表示基準により上乘規定している表示項目や表示ルールの必要性を検討し、加工食品品質表示基準に整理統合することが可能かどうかも含めて検討することにしています。

別 紙

乾めん類品質表示基準等の見直しの理由及び内容（案）

	品質表示基準名	見直しの理由及び内容
1	乾めん類品質表示基準	平成21年4月9日の改正時に、「調理方法」の別記記載規定を削除したが、品目横並びの観点から、経過措置内（23年3月31日まで）に改正する必要がある。
2	めん類等用つゆ品質表示基準	平成16年のしょうゆ品質表示基準の全面改正により、醸造方式の用語が変更になったが、当該品質表示基準では変更になっていないことから、これらを含めた見直しを行う。
3	チルドぎょうざ類品質表示基準	調理冷凍食品品質表示基準を平成20年6月3日に改正した際、冷凍ぎょうざ及び春巻について様々な形状の商品が出回っている実態に合わせ定義を拡大したため、当該基準を改正し、適用範囲を合わせる必要がある。
4	うなぎ加工品品質表示基準	うなぎ加工品品質表示基準第1条上、生鮮食品品質表示基準のどの条項が適用されるかが明確ではないことから、第3条を改正し、業務用生鮮食品（うなぎ）が原産地表示の義務対象であることを明確にする必要がある。

上記のいずれの品質表示基準についても、加工食品品質表示基準に整理統合することが可能かどうか検討を行う。